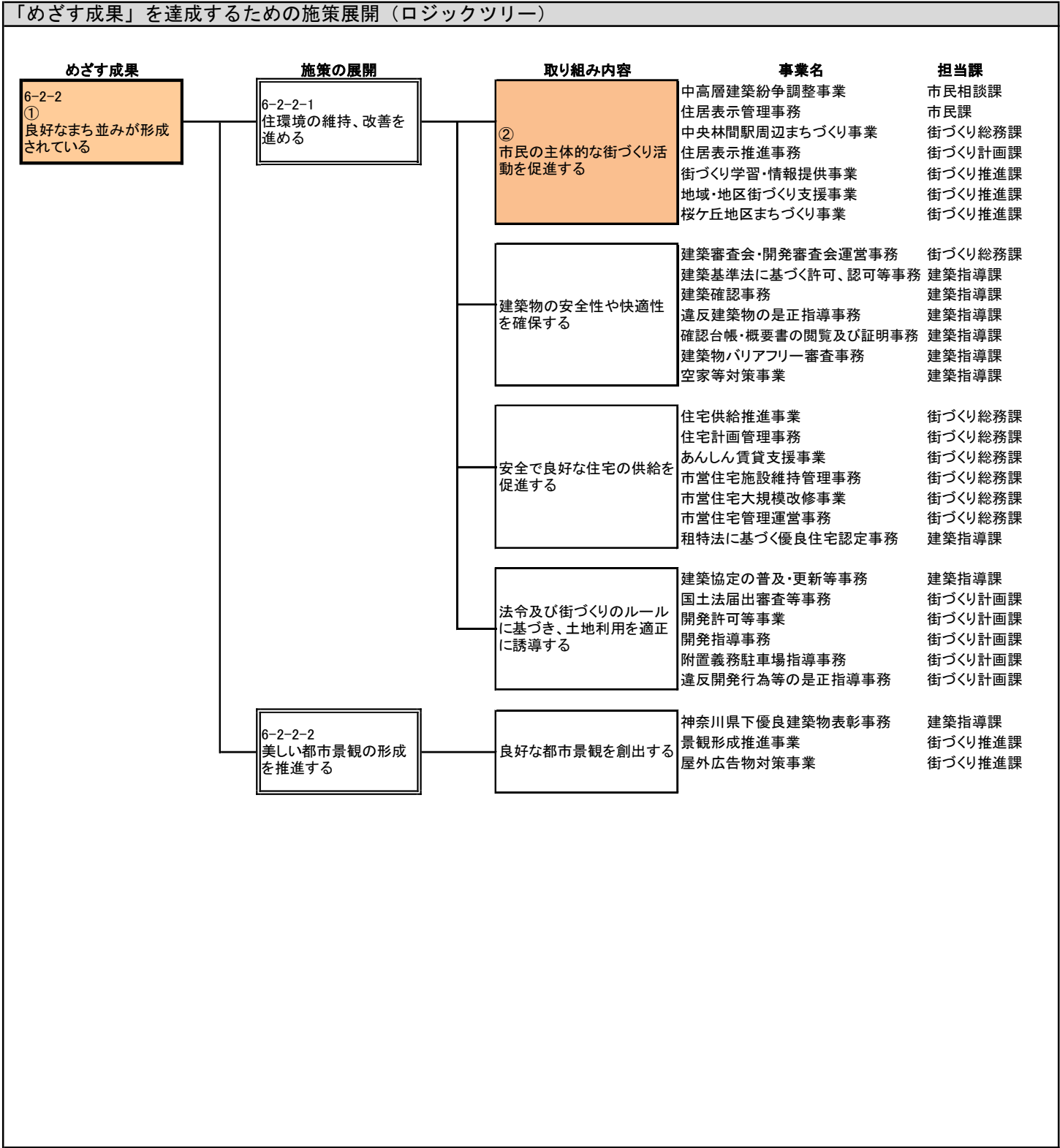


令和３年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	まちの健康	
基本目標	6	環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち
個別目標	6－2	快適な都市の基盤を充実する
めざす成果	6－2－1	市街地の整備が計画的に進んでいる
	6－2－2	良好なまち並みが形成されている
	6－2－3	道路や公園を快適に利用している



所 管 部		街づくり施設部				
【成果を計る主な指標】						
指標の名称		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）				
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	大和市は、良好な街並みが形成されていると思う市民の割合	４６．７％			５０．５％	５２．５％
②	地区計画、建築協定、地区街づくり協定などルール化された面積（累計）	１２５．４ha	１２８．３ha	１２７．９ha	１４９．２ha	１５４．２ha
【令和２年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】						
施策の展開		主な取り組み内容		今後の方針		
住環境の維持、改善を進める		■小田急中央林間駅北側の東林間7号踏切の拡幅整備が完了したことにより、歩行者の安全性が向上しました。 ■市民の街づくり活動への参加促進、街づくり活動への意識向上を図るため、市民が街づくりに必要な知識等を学ぶための講座である街づくり学校を開催しました。 ■法令に適合しない建築物をなくし、安全で安心なまち並みを形成するため、違反物件の取り締まり(R1年度：23件、R2年度：40件)や関連部署との合同査察(R1年度：38件、R2年度：2件)による、安全管理の普及啓発を実施しました。 ■建築基準法に基づく確認審査、検査を行い確認済証及び検査済証を交付しました。また、民間の指定確認検査機関から確認審査等の状況報告を受け、必要に応じて指導助言を行いました。（確認済証交付：(R1年度)17件、(R2年度)30件、確認済証交付報告：(R1年度)1,215件、(R2年度)987件、完了検査：(R1年度)20件、(R2年度)19件） ■令和1～2年度の空家等対策事業において、管理不全で相談された空家等（78件）の所有者等へ適正管理（98件）を促すとともに、被相続人居住用家屋等確認書交付（53件）等により空家等が解消（110件）されました。また、空家等実態調査により空家等台帳データベースを整備し、空家等（628件）の現状を把握しました。 ■新たな開発による宅地分譲に際し、良好な住環境等の維持保全を図るため、事業者等に建築協定についての説明を実施しました。（R1年度：23件、R2年度：21件） ■大和市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づき、大規模土地取引、大規模土地利用構想への指導・助言、開発事業における協議を行いました。		■中央林間地区街づくりビジョンに基づき、鉄道事業者等と密に連携を取りながら、拠点をつなぐ歩行者空間の整備等に向けて、中央林間駅周辺のまちづくりを進めていきます。 ■多様な年代層が参加できるようなテーマを設定し、街づくり学校等を実施していきます。 ■重大かつ悪質な違反建築物に対しては、関連部署と協働で確実な違反是正に取り組む必要があります。 ■民間の指定確認検査機関の建築確認申請も含め、必要に応じて周辺状況や道路状況の調査を行い、指定確認検査機関や申請者（代理者）に対して適切な指導や助言を行います。 ■空家等台帳データベースを活用することで、引き続き所有者等へ適正管理を促し管理不全の解消や抑制など空家等対策を図るとともに、法改正の動向を見据えながら空家等対策計画の策定について検討します。 ■建築や街づくりに関する地域の課題整理等の議論が行われることが少なくなっており、地域のニーズにあった建築協定制度の誘導を図る必要があります。 ■住環境の維持、改善に向け、開発事業に係る事務を適正に進めます。		
		■建築文化、建築技術等の向上及び良好な市街地形成に役立つ建築物への表彰を通して建築物の質の向上を図り魅力あるまちづくりに寄与することを目的とし、神奈川県優良建物表彰実施要綱に基づき県内の優良な建築物の表彰を行いました。（令和2年度は、新型コロナの感染防止のためコンクールを中止しました。） ■良好な都市景観を形成する建築物等の整備を進めるため、景観条例に基づく事前協議を実施しました。 ■屋外広告物適正化キャンペーン等により、違反屋外広告物の簡易除却を実施しました。		■建築コンクールについては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での開催方法を検討した上で、県の公式ホームページの活用やポスター・チラシによる周知を行い、応募件数の増加を図ります。 ■景観条例の規定による届出対象行為以外の建築行為等についても、望ましい景観形成の誘導を行っていきます。 ■違反屋外広告物の簡易除却については、新規の除却協力員登録を促し、協力員数の維持を図るとともに、現在登録中の協力員による積極的な活動を促進します。		
美しい都市景観の形成を推進する						